令和６年度

地区サポーター
活動報告書

浜田市　地域政策部　まちづくり社会教育課

目次

1.地区サポーターの概要.....**1**

目的.....1

役割.....1

2.地区サポーターの配置.....**2**

3.活動報告.....**3**

01 とうがねまちづくり推進委員会　河内　紀美恵.....3

02 雲城まちづくり委員会　岡本　博　美.....5

03 今市地区まちづくり推進委員会　藤本　宏　征.....7

04 弥栄のみらい創造会議　岡山　真　梨.....9

05 黒沢まちづくり委員会　杖田　早由里.....12

06 まちづくり推進委員会 INO　大田　美智子.....14

4.浜田市集落支援員設置要綱.....**16**

1．地区サポーターの概要

目的

人口減少・少子高齢化が進む中、地域の課題の解決や地域の活性化を図る取組の実施など、地区まちづくり推進委員会が担う役割が高まっています。

一方で、取り組む事業の内容は複雑・高度化しており、事務的な負担が課題となっています。

事業を持続的に実施していくために、きめ細かな支援を行う地区サポーターを配置し事務支援等を行うため、令和 6 年度を試行実施として「地区サポーター設置事業（集落支援員）」をスタートしました。

～集落支援員（国の制度）とは～

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

・ 地方自治体の委嘱により「集落支援員」を設置。

・ 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

役割

地区まちづくり推進委員会からの推薦を受け、市の会計年度任用職員として地域と連携しながら、以下の業務を遂行します。

⑴事業支援・事務支援

地区まちづくり推進委員会や有償ボランティア団体が取り組む事業のサポート

⑵地域実態の把握

地域の困りごとや支援ニーズ、支援が必要な人の把握

⑶まちづくり計画の策定更新支援

地域における将来ビジョン、事業計画等の策定支援

⑷取組体制の確立

部会（まち委）、有償ボランティア団体の設立推進

2．　地区サポーターの配置

No.	地域	設置団体	地区サポーター
1	浜 田	とうがねまちづくり推進委員会	河 内　紀美恵
2	金 城	雲城まちづくり委員会	岡 本　博 美
3	旭	今市地区まちづくり推進委員会	藤 本　宏 征
4	弥 栄	弥栄のみらい創造会議	岡 山　真 梨
5	三 隅	黒沢まちづくり委員会	杖 田　早由里
6		まちづくり推進委員会INO	大 田　美智子

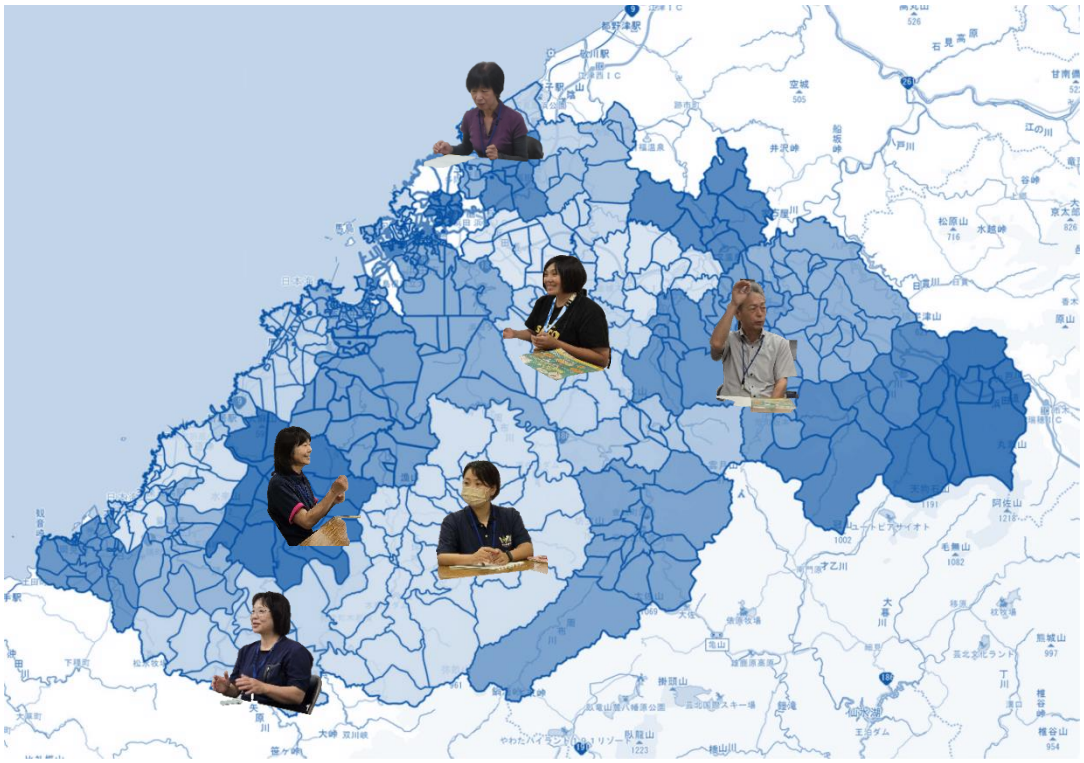

3．活動報告

01　とうがねまちづくり推進委員会

地区サポーター　河内　紀美恵

地域の状況（R6.2.1 現在）
人　　口:1,652 人
世 帯 数:778 世帯
面　　積:132.97ha
高齢化率:34.4%

1　勤務地
　国府まちづくりセンター
2　配置年月
　令和 6 年 6 月～
3　活動内容

活動項目	具体的な活動内容
事業の企画、各種調整	あいのりタクシーの調整、運営 課題解決特別事業の支援
事務全般	あいのり交通運営協議会の開催、運営 会計事務の補助 住民ニーズの把握

4　活動の状況と成果

（1）　あいのりタクシー事業の運行開始

　運営協議会を立ち上げ、月 1 回のお出かけバス運行の開始に至った。回覧やこくふ朝市での声掛け、各自の口コミなどで周知を行い、会員数を少しずつ増やしている。

　運行後に運営協議会を開催し、次回に向けての話し合いを実施し、会員のバス利用促進の検討を行っている。

（2）　課題解決事業の取組支援

　唐鐘環境保全係を中心に唐鐘川水質浄化活動として Hi ビーズの人力覆砂を実施し、取組への支援を行った。

　地域住民や県立大学生の協力などで、着々と進んでいる。

5　今後の課題と目標

お出かけバス利用者増員に向けて、月１の回覧と共に、来年度から毎月第三火曜日を定期便とし、覚えていただくよう周知していく。

暖かくなったら、少し遠くまで足を延ばす買い物バスの運行を運営協議会で検討していく。

唐鐘川水質浄化活動では、臭いや汚れの改善に繋がる様、来年度も継続して実施する。

地域からの声

事務局の立場から良い人材に来てもらい、令和６年度は地域交通と課題解決の2つの大きな事業に専念することが出来ました。

明るく人に接して地域の方と良好な関係であり、令和７年度は高齢者クラブの手伝いをしながら、色々なニーズ調査を加えてお願いしたいと思っています。

02　雲城まちづくり委員会

地区サポーター　岡本　博美

地域の状況（R6.2.1 現在）
人　　口：2,247 人
世 帯 数：1,033 世帯
面　　積：3,339.44ha
高齢化率：36.5%

1　勤務地

雲城まちづくりセンター

2　配置年月

令和６年４月～

3　活動内容

活動項目	具体的な活動内容
事業の企画、各種調整	あいのりタクシーの調整、運営 イベントの企画、運営
情報発信	チラシの作成
事務全般	会計事務（補助金関係） 住民ニーズの把握

4　活動の状況と成果

（1）　あいのりタクシー事業の利用拡大

チラシを新しく作成し、全戸配布や公共施設などにポスターを掲示することにより、あいのりタクシーの制度や利用方法が住民に広がり、新たな利用者に活用していただいた。

（2）　「雲城夏まつり 2024」の実施

雲城まちづくり委員会とコミュニティ自治会の統合記念として、上記イベントを開催した。青少年健全育成を目的にした子供映画会、島根県立大学神楽サークルによる神楽、地元ダンスグループによるキッズダンス、手持ち花火大会、抽選会等の催しにあわせて地域住民、大学生による屋台を出して地域住民が気軽に参加できて、住民同士が交流を図る場となった。

5　今後の課題と目標

　あいのりタクシーの新規利用者が増えたことにより、年度途中で補助限度額に到達するなど、運用計画や利用のルールについて検討することが課題となっている。 来年度はまちづくりセンターの移転もあるので、様々な事業について見直しが必要だが、たくさんの地域住民がまちづくりに関わりたいと思うまちづくりをしたい。

地域からの声

　地区サポーターの声掛けにより、今まで参加したことのない親子や若い世代の人たちがまちづくりの事業に参加してくれるようになり、地域に活気がでてきました。

03　今市地区まちづくり推進委員会

地区サポーター　藤本　宏征

地域の状況（R6.2.1 現在）
人　　口:1,362 人
世 帯 数:680 世帯
面　　積:2,523.40ha
高齢化率:31.9%

1　勤務地

今市まちづくりセンター

2　配置年月

令和６年４月～

3　活動内容

活動項目	具体的な活動内容
事業の企画、各種調整	課題解決事業の提案、実施
情報発信	紙媒体、SNS による情報発信
事務全般	収益事業の管理、運営 役員会、部会の開催、資料作成 会計事務 地域のアンケート調査

4　活動の状況と成果

（1）　課題解決特別事業の提案、実施

地域住民からの「家庭菜園のできる畑を貸してほしい」との要望を受け、休耕田を利用した「四つ葉ふれあい農園」（市民農園）を提案、実施した。

11 区画（1 区画約 36 ㎡）を整備し、公募により５区画の申し込みがあり、令和７年４月より利用を開始する。

（2）　SNS による情報発信と地域情報化への取組

令和４年 11 月に地域全住民を対象としたアンケートで、「まちづくりの事業を良く知らない」という意見が多く、周知不足が判明した。そこで、情報発信の一つとして地域 SNS「いちのいち」の運用を開始した。スピーディで詳細な内容が発信できるので、イベント等への参加者増（特に若い世代）を期待できる。

5　今後の課題と目標

（1）　四つ葉ふれあい農園

継続して利用者の募集を行う。地域の野菜作りに詳しい人による講習会を開催し、地域の人との交流を行う。さらに、利用者による周囲の草刈り作業を実施し、利用者同士のコミュニケーションも図る。

（2）　地域 SNS「いちのいち」

現在 50 人の利用者があり、これを目標値である 100 人以上に増やす。イベント等で人が集まる場を利用して周知を行っていき、事務局は魅力的な情報発信ができるよう工夫する。既存利用者には情報を受けるだけでなく、自ら発信を促し利用活性化を図る。

（3）　無人市場の開設

家庭菜園で余った野菜を販売できる場を求められており、空き家等を利用した無人市場の開設を計画している。四つ葉ふれあい農園の利用者も余った物を販売できる場があれば、野菜作りもより楽しくなると思われる。

地域からの声

市民農園（課題解決特別事業）の場所確保、提案・補助金手続き等を行っていただき、畑をもたない家庭でも野菜作りが出来るようになりました。
今後は、無人市場の開設も期待しております。

いつも課題解決に、ご尽力いただきありがとうございます。

04　弥栄のみらい創造会議

地区サポーター　岡山　真梨

地域の状況（R6.2.1 現在）
人　　口:1,093 人
世 帯 数:620 世帯
面　　積:10,576.26ha
高齢化率:51.3%

1　勤務地

弥栄支所防災自治課

（安城・杵束まちづくりセンター）

2　配置年月

令和６年４月～

3　活動内容

活動項目	具体的な活動内容
事業の企画、各種調整	新規事業の企画、運営 あいのりタクシーの運用拡充 スマホ教室の開催、運営
情報発信	SNS の管理、取材、掲載
事務全般	住民ニーズの把握

4　活動の状況と成果

（1）　「みんなで健康チャレンジ」の企画・運営

チラシや SNS での周知を行い、合計 181 名の方に参加して頂く事が出来た。参加者の中には「ポイントを押してほしいから来た」という声もあり、外出のきっかけや交流の場を提供する事ができた。

（2）　SNS を活用した地域の情報発信

これまでほとんど活用されていなかった SNS を本格的に運用し、フォロワー数を大幅に増やした。その結果、みらい創造会議は約 2.5 倍、や市は約 4 倍、マラニックは約 14 倍にフォロワーが増加した。特にマラニックでは SNS の効果が大きく 4 月には月 105 リーチが多い月には 32,000 リーチを超える程になった。

（3）　あいのりタクシーの拡充

毎週水曜日のみだったあいのりタクシーに、地域の方から「デイサービスが重なり、利用したくてもできない」という相談が保健師に寄せられ、まちづくり委員会の事務局と協議を重ねた結果、木曜日にも増便することとした。

行先はコメダ珈琲や、トライアル、千畳苑、眼科と多岐に渡り、利用者からは非常に喜ばれている。

（4）　スマホ講座の開催

夏にシニアネットが開催したスマホ講座に参加できなかった方や、フォローを希望される方の為に、追加講座を開いた。第１回では「カメラと QR コードの使い方」。第２回では「LINE の使い方」、第３回では「撮影した写真を LINE で送り、フォトコンテストに応募する方法」を学んだ。

各回の参加者は１～３名ほどと少人数だったが、その分スマホ以外のお悩みもじっくりお聞きする事ができ、参加者の皆様には大変喜んでいただいた。

（5）　地域支え合い生活支援

今年度より始まった「地域支え合い生活支援事業」は、当初提携先がなかなか見つからず、弥栄では実施が難しいと考えられていたが、新たな提携先を確保し、協議を重ねた結果、R7 年度からの施行実施に向けて現在調整を進めている。

（6）　やっピーを使った弥栄の PR

弥栄のゆるキャラ「やっピー」を活用し、地域の活性化や、地域の PR に取り組んだ。主な活動として、SNS の発信、や市の飾りつけ、新商品の開発などを行った。

5　今後の課題と目標

この一年は、多くの地域の方々と出会う事ができたが、まだまだ地域の皆さまのお悩みを十分にお聞きする機会が少なかったと感じている。来年度はさらに地元の方々との関わりを深め、お話を伺う機会を増やしていきたい。

また、SNS を活用し、弥栄の日常やイベントなどを発信する事で、地域の魅力をより多くの方に伝えていく。

地域からの声

今年度からスタートした「みんなで健康チャレンジ」の企画・運営を行って頂き、住民の健康維持に繋がるとともに弥栄の朝市「や市」来場や健康ウォーク参加などの動機づけになりました。

これまで個別に運用されていた弥栄町に関係する複数のWEBサイトを、関連付けて運用することで、フォロワー数を大幅に伸ばすことができました。

「あいのりタクシーの便が利用しにくい」という地域の声を受け、新たに試行で自由便を始めたところ、住民の皆様にはとても喜んで頂きました。

スマホの悩みは個々人で異なるのではないかと考え、スマホ講座を開催したところ、参加者からは大変好評で、とても喜んで頂きました。

弥栄のゆるキャラ「やっピー」は、町内外で一定の人気はあるものの、活用が不十分だったので、ポロシャツや缶バッジなどの新商品を開発し、「やっピー」を活用した地域の PR に繋がりました。

05　黒沢まちづくり委員会

地区サポーター　杖田　早由里

地域の状況（R6.2.1 現在）
人　　口：213 人
世 帯 数：110 世帯
面　　積：4,022.83ha
高齢化率：61.5%

1　勤務地

黒沢まちづくりセンター

2　配置年月

令和６年４月～

3　活動内容

活動項目	具体的な活動内容
事業の企画、各種調整	イベントの支援
事務全般	収益事業の管理、運営 会計事務 住民ニーズの把握

4　活動の状況と成果

（1）　ちい助弁当事業への HACCP 導入

営業許可証の更新に伴い保健所の指導を受け、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行った。

・調理員の作業衣、専用の履物
・調理日誌
・衛生管理計画の策定

（2）　収益事業の管理

収益事業の帳票類を整理し、確定申告を行った。

・収益事業の経理、決算、帳票作成
・確定申告
・年末調整
・源泉徴収票等の作成

HACCP も確定申告も初めてのことで時間がかかったが、地区サポーターとしてその作業に集中できたからこそ無事終えられた。

5　今後の課題と目標

人口減少、高齢化で活動に協力できる住民も限られてきており、看板となる活動を支える人手不足は深刻だと感じている。

ちい助弁当の後継者の育成や、福祉弁当配達人の確保、持続可能な収益事業の維持ができるよう、地域の皆さんとともに考えていきたい。

地域からの声

地元出身の地区サポーターの強みで、地域の方とのつながりを活かした声かけにより、普段は事業に来られない方が参加され、事業が活性化されました。

06　まちづくり推進委員会 INO

地区サポーター　大田　美智子

地域の状況（R6.2.1 現在）
人　　口：560 人
世 帯 数：319 世帯
面　　積：3,853.44ha
高齢化率：62.0%

1　勤務地
井野まちづくりセンター

2　配置年月
令和６年４月～

3　活動内容

活動項目	具体的な活動内容
事業の企画、各種調整	地域交通運営委員会の開催、運営 イベントの支援
事務全般	井野地区公共交通運行会計事務 役員会、部会の開催、資料作成 住民ニーズの把握

4　活動の状況と成果

（1）　野山嶽ひまわり園活動

ひまわり畑の土地作りや除草作業、ひまわりの種蒔き、案内板の設置等を行い、７月 30 日のひまわり園開園に向けて準備を行った。また、業者（地区内）に依頼して来場者のための駐車場整備を行った。

開園期間中は、まちづくり推進委員会 INO が中心となり交替で来場者の対応を行い、過去最多の延べ 3,000 人の来場者を迎えることが出来た。採取したひまわりの種を来年の種蒔きに活用することで、事業経費を抑えることが出来た。

（2）　公共交通空白地有償運送「井野っ地号」 の運行支援

有償運送のため料金の受け取り及び台帳記帳の取りまとめを行い、日々の状況を把握した。今年度は、４回の運営委員会を開催し、電話受付時の状況やドライバーからの意見など出し合い、委員の意思統一を図った。また、ドライバーの安全運転講習会や救命講習会を行い意識の向上を全委員皆で確認した。

5　今後の課題と目標

井野地区の人口が年々減少する中で住民が住みやすく、魅力ある井野の取り組みを考えて行かなければならないことを痛感した。そして井野の魅力を最大限に活かすことが出来るよう住民と共に考え高めて行き、それらを発信して行くこと、また、住民の要望を把握し、より一層住み良いまちにするためにこれからも支援していきたい。

地域からの声

地区サポーターとして地元の人が居てもらったことで相談しやすく、それぞれの事業に共に参加して助言してもらうなど、参加の輪が広がり事業の活性化を感じました。やはり、まちづくりの活動拠点には地元の人が居てもらった方が相談しやすいと感じます。今後共、支援をお願いします。

４.浜田市集落支援員設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、過疎高齢化が進む中山間地域等において、集落の維持・活性化を推進するため、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成 25 年３月 29 日付総行応第 57 号、総行人第８号、総行過第 11 号。以下「推進要綱」という。）に基づき、浜田市集落支援員（以下「支援員」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（身分）

第２条　支援員の身分は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の２に規定する会計年度任用職員とする。

（資格）

第３条　支援員の資格は、次に掲げるとおりとする。

（1）心身ともに健康な状態で、かつ、誠実に職務ができること。

（2）集落の実情に精通していること。

（3）集落の維持・活性化に熱意と意欲を有すること。

（4）第５条に規定する職務の遂行に必要な識見と技能を有すること。

（任用）

第４条　支援員は、前条に規定する資格を有する者の中から、市長が任用する。

２　支援員の任用期間は、１年以内とする。

３　前項の規定にかかわらず、任命権者が公務の運営上特に必要と認める者については、再度の任用をすることができる。

４　前３項に定めるもののほか、支援員の任用に関する事項は、浜田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和２年３月 31 日規則第 14 号）に定めるところによる。

（職務）

第５条　支援員の職務は、次の各号に掲げる活動への従事とする。

（1）集落の巡回及び状況把握に関する活動

（2）集落の課題に関する話し合いの促進に関する活動

（3）集落の課題解決に向けた事業の推進に関する活動

（4）関係機関との連絡調整に関する活動

（5）前４号に掲げる活動のほか、市長が必要と認める活動

（報酬等）

第６条　支援員の報酬、手当及び費用弁償については、浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年９月 30 日条例第 19 号）で定めるところによる。

（勤務条件）

第７条　支援員の勤務時間及び休暇等の勤務条件については、浜田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年３月 31 日規則第 16 号）で定めるところによる。

（解嘱）

第８条　市長は、支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱するものとする。

（1）疾病等のために職務の遂行が困難であると認められるとき

（2）自己の都合により、解嘱を申し出たとき

（3）活動の状態が不適切であると認められるとき

（4）支援員としてふさわしくない行為があったとき

（その他）

第９条　この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。